

(林業信用保証業務関係者限り)

独信基 500 令和 6 年度第 387 号
令和 7 年 3 月 31 日

林業・木材産業関係団体各位

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 牧元 幸司
(公印省略)

林業信用保証業務細則の変更について

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当信用基金の林業信用保証業務につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当信用基金では、林業信用保証業務細則の一部を別紙新旧対照表のとおり変更しましたので、お知らせいたします。

なお、一部変更後の林業信用保証業務細則は、当信用基金のホームページ(<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/jigyousya/kiteirui.html>)に掲載いたします。

敬白

担当：林業信用保証管理部 鈴木、大澤 電話 03-3434-7825 kikin-ringyo@jaffic.go.jp
--

林業信用保証業務細則 (平成 15 年 10 月 3 日独信基(303)平成 15 年第 0016 号) 新旧対照表

変更後	変更前
<p>(保証の範囲)</p> <p>第 7 条 信用基金が保証する債務の範囲は、その保証に係る借入金の元本、利息及び遅延損害金の合計額の残高 (以下「元利等の残高」という。) に 100 分の 80 を乗じて得た額とする。ただし、その保証に係る資金が次の各号に掲げるものである場合は、信用基金が保証する債務の範囲は、その保証に係る元利等の残高に 100 分の 100 を乗じて得た額とすることができる。</p> <p>(1) 災害により被害を受けた林業者・木材産業者等が災害復旧等をするために必要な資金</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 1 林業・木材産業災害復旧対策保証 (林業・木材産業災害復旧資金)</p> <p>1 保証申込受付期間</p> <p>原則として、当該災害の発生した年度の翌年度末までとする。ただし、当該災害がコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響の場合は、令和 <u>8</u> 年 3 月 31 日までとす</p>	<p>(保証の範囲)</p> <p>第 7 条 信用基金が保証する債務の範囲は、その保証に係る借入金の元本、利息及び遅延損害金の合計額の残高 (以下「元利等の残高」という。) に 100 分の 80 を乗じて得た額とする。ただし、その保証に係る資金が次の各号に掲げるものである場合は、信用基金が保証する債務の範囲は、その保証に係る元利等の残高に 100 分の 100 を乗じて得た額とすることができる。</p> <p>(1) 災害 <u>(新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) である感染症をいう。以下同じ。)) により被害を受けた林業者・木材産業者等が災害復旧等をするために必要な資金</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 1 林業・木材産業災害復旧対策保証 (林業・木材産業災害復旧資金)</p> <p>1 保証申込受付期間</p> <p>原則として、当該災害の発生した年度の翌年度末までとする。ただし、当該災害が <u>新型コロナウイルス感染症又は</u> コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響の場合は、</p>

変更後					変更前				
る。					令和7年3月31日までとする。				
2 (略)					2 (略)				
3 保証要件、保証割合等					3 保証要件、保証割合等				
(1) (略)					(1) (略)				
(2) コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響の場合					(2) <u>新型コロナウイルス感染症又は</u> コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響の場合				
(削る。)	(削る。)	(削る。)			<u>区 分</u>	<u>被災林業者等</u>	<u>間接被災者</u>		
保証要件	(削る。)	(削る。)	原油価格・物価高騰等による影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して5パーセント以上減少しており、かつ、	原油価格・物価高騰等により、製品の製造若しくは加工に係る売上原価又は役務の提供に係る役務原価(以下「売上原価等」という。)	保証要件	<u>新型コロナウイルス感染症に従業員が罹患する等の直接的な影響により被害を受けた者</u>	<u>新型コロナウイルス感染症による影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15パーセント以上減少しており、</u>	<u>新型コロナウイルス感染症又は原油価格・物価高騰等による影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して5パー</u>	原油価格・物価高騰等により、製品の製造若しくは加工に係る売上原価又は役務の提供に係る役務原価(以下「売上原価等」という。)

変更後				変更前					
			その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5パーセント以上減少することが見込まれる者	のうち15パーセント以上を占める資材等(原材料、燃料等の製品等に必要なものをいう。以下同じ。)の仕入価格が15パーセント以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。以下同じ。)の引			<u>かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15パーセント以上減少することが見込まれる者</u>	セント以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5パーセント以上減少することが見込まれる者	のうち15パーセント以上を占める資材等(原材料、燃料等の製品等に必要なものをいう。以下同じ。)の仕入価格が15パーセント以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。以下同じ。)の引

変更後					変更前						
					上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高等に占める資材等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高等に占める資材等の仕入価格の割合を上回っている者						上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高等に占める資材等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高等に占める資材等の仕入価格の割合を上回っている者
必要書類 (右の区分のうちいずれか)	(削る。)	(削る。)	<ul style="list-style-type: none"> 様式第3号による被害証明書 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 様式第4号による被害証明書 その他 		必要書類 (右の区分のうちいずれか)	<ul style="list-style-type: none"> <u>様式第3号による被害証明書</u> <u>その他</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>様式第3号による被害証明書</u> <u>その他</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 様式第3号による被害証明書 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 様式第4号による被害証明書 その他 	

変更後					変更前						
				信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し	信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し			<u>信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し</u>	<u>信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し</u>	信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し	信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し
保証割合	(削る。)	(削る。)	80 パーセント保証	80 パーセント保証	保証割合	<u>原則 100パーセント保証</u>	<u>原則 100パーセント保証</u>	80 パーセント保証	80 パーセント保証	80 パーセント保証	80 パーセント保証
4～12 (略)					4～12 (略)						
別表 2 東日本大震災復旧等緊急保証 (震災保証)					別表 2 東日本大震災復旧等緊急保証 (震災保証)						
1 (略)					1 (略)						
2 保証要件 前項の資金の保証を必要とする場合の保証の範囲は、その保証に係る元利等の残高に 100 分の 100 を乗じて得た額とし、最高限度額					2 保証要件 前項の資金の保証を必要とする場合の保証の範囲は、その保証に係る元利等の残高に 100 分の 100 を乗じて得た額とし、最高限度額						

変更後	変更前
<p>は2億円とする。ただし、令和<u>8</u>年3月31日までに保証の申込みを受理したものであること。</p>	<p>は2億円とする。ただし、令和<u>7</u>年3月31日までに保証の申込みを受理したものであること。</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>6 保証料</p> <p>(1) 第1項の資金の令和<u>7</u>年度までの保証料は、国が助成する額の範囲において保証料を免除する。</p> <p>(2) 第1項の資金の令和<u>8</u>年度以降の保証料は、原則に従い徴収する。</p>	<p>6 保証料</p> <p>(1) 第1項の資金の令和<u>6</u>年度までの保証料は、国が助成する額の範囲において保証料を免除する。</p> <p>(2) 第1項の資金の令和<u>7</u>年度以降の保証料は、原則に従い徴収する。</p>
<p>7・8 (略)</p>	<p>7・8 (略)</p>
<p>別表3</p> <p>コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた林業者のための借換資金に係る林業信用保証</p>	<p>別表3</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症又は</u>コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた林業者のための借換資金に係る林業信用保証</p>
<p>1 保証申込受付期間</p> <p>令和2年5月28日から令和<u>8</u>年3月31日までとする。</p> <p>ただし、上記期間内であっても、林野庁の林業施設整備等利子助成事業（補助事業者が全国木材協同組合連合会のものに限る。以下「利子助成」という。）又は保証活用支援事業のいずれかの予算の全てが執行された場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>1 保証申込受付期間</p> <p>令和2年5月28日から令和<u>7</u>年3月31日までとする。</p> <p>ただし、上記期間内であっても、林野庁の林業施設整備等利子助成事業（補助事業者が全国木材協同組合連合会のものに限る。以下「利子助成」という。）又は保証活用支援事業のいずれかの予算の全てが執行された場合にあっては、この限りでない。</p>

変更後	変更前
<p>2 保証対象資金</p> <p>林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減のための借換えに必要な資金であって、対象資金の貸付利率が既往債務の借入金の利率以下かつ年2パーセント以下であるものについて、信用基金が債務の保証を行うこととする。ただし、次に掲げるものを除いた資金とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 返済期到来後未返済となっている債務及び返済期未到来の債務のうち期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務</p> <p>3 保証要件</p> <p>保証対象者は、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた者であって、暫定措置法第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定を受けた林業者等又は「林業経営体の育成について」(平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知)3の(2)のAに基づき都道府県が選定した育成経営体であって、林業所得が過半を占める者(個人にあつては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあつては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者)とする。</p>	<p>2 保証対象資金</p> <p>林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減のための借換えに必要な資金であって、対象資金の貸付利率が既往債務の借入金の利率以下かつ年2パーセント以下であるものについて、信用基金が債務の保証を行うこととする。ただし、次に掲げるものを除いた資金とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 返済期到来後未返済となっている債務及び返済期未到来の債務のうち<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律(令和2年法律第4号)の施行日より前に生じた</u>期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務</p> <p>3 保証要件</p> <p>保証対象者は、<u>新型コロナウイルス感染症又は</u>コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた者であって、暫定措置法第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定を受けた林業者等又は「林業経営体の育成について」(平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知)3の(2)のAに基づき都道府県が選定した育成経営体であって、林業所得が過半を占める者(個人にあつては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあつては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者)とする。</p>

変更後					変更前				
<p>4 必要書類の提出</p> <p>コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等により影響を受けたことを証明する被害証明書及び様式保第1号の10による借換資金申込申請書を、借換えの申込みをした融資機関の同意を得た上で、当該融資機関経由で提出させるものとする。</p>					<p>4 必要書類の提出</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症又は</u>コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等により影響を受けたことを証明する被害証明書及び様式保第1号の10による借換資金申込申請書を、借換えの申込みをした融資機関の同意を得た上で、当該融資機関経由で提出させるものとする。</p>				
<p>5 保証要件、保証割合等</p> <p>保証の範囲は、以下のとおりとする。</p>					<p>5 保証要件、保証割合等</p> <p>保証の範囲は、以下のとおりとする。</p>				
(削る。)	(削る。)	(削る。)			<u>区 分</u>	<u>被災林業者等</u>	<u>間接被災者</u>		
保証要件	(削る。)	(削る。)	原油価格・物価高騰等による影響を受けた後、最近1か月の売上等が前年同月に比して5パーセント以上減	原油価格・物価高騰等により、売上原価等のうち15パーセント以上を占める資材等の仕入価格が15パーセント以	保証要件	<u>新型コロナウィルス感染症に従業員が罹患する等の直接的な影響により被害を受けた者</u>	<u>新型コロナウィルス感染症による影響を受けた後、最近1か月間の売上等が前年同月に比して15パーセント</u>	<u>新型コロナウィルス感染症又は原油価格・物価高騰等による影響を受けた後、最近1か月間の売上等が前年同</u>	原油価格・物価高騰等により、売上原価等のうち15パーセント以上を占める資材等の仕入価格が15パーセント以

変更後				変更前					
			<p>少してお り、かつ、 その後2 か月間を 含む3か 月間の売 上高等が 前年同期 に比して 5パーセ ント以上 減少する ことが見 込まれる 者</p>	<p>上上昇し ているに もかかわ らず、物の 販売又は 役務の提 供の価格 の引上げ が著しく 困難であ るため、最 近3か月 間の売上 高等に占 める資材 等の仕入 価格の割 合が、前年 同期の売 上高等に 占める資 材等の仕 入価格の 割合を上</p>			<p><u>以上減少 しており、 かつ、その 後2か月 間を含む 3か月間 の売上高 等が前年 同期に比 して15パ ーセント 以上減少 すること が見込ま れる者</u></p>	<p>月に比し て5パー セント以 上減少し ており、か つ、その後 2か月間 を含む3 か月間の 売上高等 が前年同 期に比し て5パー セント以 上減少す ることが 見込まれ る者</p>	<p>上上昇し ているに もかかわ らず、物の 販売又は 役務の提 供の価格 の引上げ が著しく 困難であ るため、最 近3か月 間の売上 高等に占 める資材 等の仕入 価格の割 合が、前年 同期の売 上高等に 占める資 材等の仕 入価格の 割合を上</p>

変更後					変更前				
				回っている者					回っている者
必要書類	(削る。)	(削る。)	<ul style="list-style-type: none"> 被害証明書(次の区分のうちいずれか) 様式第3号による被害証明書 その他信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し 様式第5号による借換資 	<ul style="list-style-type: none"> 被害証明書(次の区分のうちいずれか) 様式第4号による被害証明書 その他信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し 様式第5号による借換資金申込申請書 	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <u>被害証明書(次の区分のうちいずれか)</u> <u>様式第3号による被害証明書</u> <u>その他信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し</u> <u>様式第5号による借換資</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>被害証明書(次の区分のうちいずれか)</u> <u>様式第3号による被害証明書</u> <u>その他信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し</u> <u>様式第5号による借換資</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 被害証明書(次の区分のうちいずれか) 様式第3号による被害証明書 その他信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し 様式第5号による借換資 	<ul style="list-style-type: none"> 被害証明書(次の区分のうちいずれか) 様式第4号による被害証明書 その他信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し 様式第5号による借換資金申込申請書

変更後					変更前				
			金 申 込 申 請 書			<u>金 申 込 申 請 書</u>	<u>金 申 込 申 請 書</u>	金 申 込 申 請 書	
保証割合	(削る。)	(削る。)	80 パーセ ント保証	80 パーセ ント保証	保証割合	<u>原則 100 パーセン ト保証</u>	<u>原則 100 パーセン ト保証</u>	80 パーセ ント保証	80 パーセ ント保証
6～12 (略)					6～12 (略)				
別表 4 事業承継支援保証					別表 4 事業承継支援保証				
1 (略)					1 (略)				
2 保証要件 保証対象者は、次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する林業・木材産業を営む法人とする。					2 保証要件 保証対象者は、次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する林業・木材産業を営む法人とする。				
(1) (略)					(1) (略)				
(2) 令和8年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの					(2) 令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの				
(3) (略)					(3) (略)				
3～5 (略)					3～5 (略)				

変更後	変更前
<p>様式第3号 林業・木材産業災害復旧対策保証 被害証明申請書 (削る。)</p> <p>(略)</p> <p>1 災害名 (削る。) コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響 (削る。)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被害等の状況 上記災害により売上高等が減少した具体的な内容を記載すること。</p> <p>4～12 (略)</p> <p>様式第5号 借換資金申込申請書</p>	<p>様式第3号 林業・木材産業災害復旧対策保証 被害証明申請書 <u>(被災林業者等・間接被災者用) 該当するものを○で囲む</u></p> <p>(略)</p> <p>1 災害名 <input type="checkbox"/> <u>新型コロナウイルス感染症による影響</u> <input type="checkbox"/> コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響 <u>※該当する災害に、レ点を入れてください。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 被害等の状況 <u>被災林業者等にあつては、新型コロナウイルス感染症による直接的な影響の具体的な内容を記載すること。間接被災者にあつては、上記災害により売上高等が減少した具体的な内容を記載すること。</u></p> <p>4～12 (略)</p> <p>様式第5号 借換資金申込申請書</p>

変更後	変更前
<p>(略)</p> <p>私は、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けており、今後の林業経営の維持安定のため、基金の保証により今般融資機関_____から_____千円の融資を受けて、下記借入金の返済に充当することを依頼します。</p> <p>また、基金の保証が受けられた際には、全国木材協同組合連合会に利子助成を申請することを確約します。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>様式第6号 事業承継計画書</p> <p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業承継支援に係る債務保証の申込人資格要件の確認 (略)</p> <p>※ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>私は、<u>新型コロナウイルス感染症又は</u>コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けており、今後の林業経営の維持安定のため、基金の保証により今般融資機関_____から_____千円の融資を受けて、下記借入金の返済に充当することを依頼します。</p> <p>また、基金の保証が受けられた際には、全国木材協同組合連合会に利子助成を申請することを確約します。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>様式第6号 事業承継計画書</p> <p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業承継支援に係る債務保証の申込人資格要件の確認 (略)</p> <p>※ (略)</p>

変更後	変更前
※【事業承継済み】の場合は、事業承継日が令和 <u>8</u> 年3月31日までの期間内である必要があります。	※【事業承継済み】の場合は、事業承継日が令和 <u>7</u> 年3月31日までの期間内である必要があります。

変更後

変更前

(様式第8号)

林業・木材産業の複合経営計画書 令和 年 月 日

(略)

1.個人事業又は法人の概要

事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 会社事業 <input type="checkbox"/> 組合事業		
商号(個人)			
法人名(法人)			
(削る。)	(削る。)		
開業届出(個人)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	開業(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
設立登記(法人)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	設立(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
資本金(設立済又は 予定の場合)	(資本金額とその内訳(出資者および出資額)をご記入ください)		
(従来事業の概要をご記入ください)			
関係会社・別に営む 事業の有無(注1)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(「あり」の場合、関係会社等の名称、事業の内容、申込者との関係等をご記入ください)	

(注1) 関係会社等がある場合は、当該会社等の決算書3期分を添付してください。
 関係会社等が債務超過である場合は、当該会社等の債務超過解消に向けた計画書を添付してください。

2~12. (略)

融資機関所見欄 (略)

(様式第8号)

林業・木材産業の複合経営計画書 年 月 日

(略)

1.個人事業又は法人の概要

事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 会社事業 <input type="checkbox"/> 組合事業		
商号(個人)			
法人名(法人)			
事業所住所	(電話番号)		
開業届出(個人)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	開業(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
設立登記(法人)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	設立(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
資本金(設立済又は 予定の場合)	(資本金額とその内訳(出資者および出資額)をご記入ください)		
(従来事業の概要をご記入ください)			
関係会社・別に営む 事業の有無(注1)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(「あり」の場合、関係会社等の名称、事業の内容、申込者との関係等をご記入ください)	

(注1) 関係会社等がある場合は、当該会社等の決算書3期分を添付してください。
 関係会社等が債務超過である場合は、当該会社等の債務超過解消に向けた計画書を添付してください。

2~12. (略)

融資機関所見欄 (略)

変更後

変更前

(様式第9号)

新規創業計画書

令和 年 月 日

(略)

1. 個人事業又は法人の概要

事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 会社事業 <input type="checkbox"/> 組合事業		
商号 (個人)			
法人名 (法人)			
(削る。)	(削る。)		
開業届出 (個人)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	開業 (予定) 年月日 設立 (予定) 年月日	<input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 西暦
開業届出 (個人)		年 月 日	年 月 日
設立登記 (法人)	<input type="checkbox"/> なし		
資本金 (設立済又は 予定の場合)	(資本金額とその内訳 (出資者および出資額) をご記入ください)		
(従来事業の概要をご記入ください)			
関係会社・別に営む 事業の有無 (注1)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(「あり」の場合、関係会社等の名称、事業の内容、申込者との関係等をご記入ください)	

(注1) 関係会社等がある場合は、当該会社等の決算書3期分を添付してください。
 関係会社等が債務超過である場合は、当該会社等の債務超過解消に向けた計画書を添付してください。

2.~12. (略)

融資機関所見欄 (略)

(様式第9号)

新規創業計画書

年 月 日

(略)

1. 個人事業又は法人の概要

事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 会社事業 <input type="checkbox"/> 組合事業		
商号 (個人)			
法人名 (法人)			
事業所住所	(電話番号)		
開業届出 (個人)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	開業 (予定) 年月日 設立 (予定) 年月日	<input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 西暦
開業届出 (個人)		年 月 日	年 月 日
設立登記 (法人)	<input type="checkbox"/> なし		
資本金 (設立済又は 予定の場合)	(資本金額とその内訳 (出資者および出資額) をご記入ください)		
(従来事業の概要をご記入ください)			
関係会社・別に営む 事業の有無 (注1)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(「あり」の場合、関係会社等の名称、事業の内容、申込者との関係等をご記入ください)	

(注1) 関係会社等がある場合は、当該会社等の決算書3期分を添付してください。
 関係会社等が債務超過である場合は、当該会社等の債務超過解消に向けた計画書を添付してください。

2.~12. (略)

融資機関所見欄 (略)

変更後			
(様式第10号)			
新分野進出計画書		令和	年 月 日
(略)			
1.個人事業又は法人の概要			
事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 会社事業 <input type="checkbox"/> 組合事業		
商号 (個人)			
法人名 (法人)			
(削る。)	(削る。)		
開業届出 (個人)	<input type="checkbox"/> あり	開業 (予定) 年月日	<input type="checkbox"/> 令和
設立登記 (法人)	<input type="checkbox"/> なし	設立 (予定) 年月日	<input type="checkbox"/> 西暦
資本金 (設立済又は 予定の場合)	(資本金額とその内訳 (出資者および出資額) をご記入ください)		
(従来事業の概要をご記入ください)			
関係会社・別に営む 事業の有無 (注1)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(「あり」の場合、関係会社等の名称、事業の内容、申込者との関係等をご記入ください)	
(注1) 関係会社等がある場合は、当該会社等の決算書3期分を添付してください。 関係会社等が債務超過である場合は、当該会社等の債務超過解消に向けた計画書を添付してください。			
2.~12. (略)			

融資機関所見欄 (略)			

変更前			
(様式第10号)			
新分野進出計画書		年 月 日	年 月 日
(略)			
1.個人事業又は法人の概要			
事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 会社事業 <input type="checkbox"/> 組合事業		
商号 (個人)			
法人名 (法人)			
事業所住所	(電話番号)		
開業届出 (個人)	<input type="checkbox"/> あり	開業 (予定) 年月日	<input type="checkbox"/> 令和
設立登記 (法人)	<input type="checkbox"/> なし	設立 (予定) 年月日	<input type="checkbox"/> 西暦
資本金 (設立済又は 予定の場合)	(資本金額とその内訳 (出資者および出資額) をご記入ください)		
(従来事業の概要をご記入ください)			
関係会社・別に営む 事業の有無 (注1)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(「あり」の場合、関係会社等の名称、事業の内容、申込者との関係等をご記入ください)	
(注1) 関係会社等がある場合は、当該会社等の決算書3期分を添付してください。 関係会社等が債務超過である場合は、当該会社等の債務超過解消に向けた計画書を添付してください。			
2.~12. (略)			

融資機関所見欄 (略)			

附 則

- この細則の変更は、令和7年4月1日から実施する。
- 施行日前に受理された保証の申込みについては、なお従前の例による。